

東広島市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和5年3月28日

東広島市監査委員	水戸	晃
同	重河	格
同	奥谷	求

(公 印 省 略)

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	危機管理課	令和4年度（令和4年10月末現在）
地域振興部	黒瀬支所産業建設課 福富支所地域振興課 豊栄支所地域振興課 河内支所地域振興課 河内支所産業建設課 安芸津支所産業建設課	令和4年度（令和4年10月末現在）
生活環境部	廃棄物対策課	令和4年度（令和4年8月末現在）
健康福祉部	医療保健課	令和4年度（令和4年9月末現在）
	国保年金課	令和4年度（令和4年8月末現在）
都市部	住宅課	令和4年度（令和4年9月末現在）
水道局	給水課	令和4年度（令和4年8月末現在）
生涯学習部	生涯学習課	令和4年度（令和4年11月末現在）

第2 監査の実施期間

令和4年10月13日から令和5年3月22日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務の一部に改善・検討を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

都市部 住宅課

1 財産管理事務

行政財産の目的外使用許可において、使用許可の更新の申請が遅れて提出されているものがあった。

前回の定期監査においても口頭で指摘したが改善されていないため、公有財産管理規則に基づき、適正な事務処理に改められたい。

第6 監査意見

財産管理事務において、市営住宅の使用期間更新に係る申請手続に関し、不適切な事務処理が見受けられた。当該事項については、前回の定期監査においても口頭で指摘しており、今後は誤った事務処理を繰り返さないよう有効な対策を講じ、関係規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

今期の定期監査においても、依然として軽易な誤りが散見されるものの、契約事務をはじめとして全体的な口頭指摘件数は前年度より減少しており、一定の改善も見られる。

監査結果における指摘事項を参考にし、各所属において業務内容の再点検や実施方法の見直しを行うなど、引き続き、適正な業務遂行の確保に向けて、全庁的に努められたい。